

医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第45号

医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例

医師修学資金貸付条例（平成20年岩手県条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(返還)</p> <p>第9条 借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の規定により貸付けを受けた修学資金の総額（以下「貸付額」という。）に医師の免許を受けた日の属する<u>月の翌月の初日</u>から当該各号に掲げる事由の生じた日までの期間（<u>第11条第2号に該当する期間を除く。</u>）の日数に応じ、当該貸付額に係る年9パーセントの利息に相当する額（以下「利息相当額」という。）を合算した額を当該事由の生じた日の属する月の翌月（以下「起算月」という。）の末日までに返還しなければならない。ただし、これによることができない場合は、起算月から貸付けを受けた期間（前条の規定により修学資金の貸付けが行われなかった修学資金に係る期間を除く。）に相当する期間内で規則で定める日までに、年賦の元利均等払により返還をすることができる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>臨床研修 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定により知事が指定する病院における同項の規定による臨床研修をいう。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(返還)</p> <p>第9条 借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の規定により貸付けを受けた修学資金の総額（以下「貸付額」という。）に医師の免許を受けた日の属する<u>年の4月1日</u>から当該各号に掲げる事由の生じた日までの期間の日数に応じ、当該貸付額に係る年9パーセントの利息に相当する額（以下「利息相当額」という。）を合算した額を当該事由の生じた日の属する月の翌月（以下「起算月」という。）の末日までに返還しなければならない。ただし、これによることができない場合は、起算月から貸付けを受けた期間（前条の規定により修学資金の貸付けが行われなかった修学資金に係る期間を除く。）に相当する期間内で規則で定める日までに、年賦の元利均等払により返還をすることができる。</p>

- (1) [略]
- (2) 大学を卒業した後知事が別に定める期間内に医師法（昭和23年法律第201号）の規定による医師国家試験（以下「試験」という。）に合格しなかったとき。
- (3) 試験に合格した後知事が別に定める期間内に医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を行わなかったとき。

- (4) 臨床研修を行った後知事が別に定める期間内に公的病院等において医師の業務に従事しなかったとき。
- (5) 知事が別に定める期間内に公的病院等において医師の業務に従事した期間が通算して9年に満たなかったとき。

2・3 [略]

(返還等の免除)

第10条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務（履行期が到来していないものに限る。以下同じ。）を免除することができる。

- (1) 知事が別に定める期間内に公的病院等に通算して9年間医師の業務に従事したとき。 貸付額及び利息相当額の全部
- (2) 前号に該当する場合のほか、知事が別に定める期間内に公的病院等に通算して1年以上医師の業務に従事したとき。 貸付額及び利息相当額の一部

- (1) [略]
- (2) 大学を卒業した後知事が別に定める期間内に医師法の規定による医師国家試験（以下「試験」という。）に合格しなかったとき。
- (3) 試験に合格した後直ちに臨床研修を開始しなかったとき。

- (4) 臨床研修を開始した後知事が別に定める期間内に臨床研修を修了しなかったとき。
- (5) 臨床研修を修了した後直ちに公的病院等において医師の業務に従事しなかったとき。
- (6) 臨床研修を修了した後知事が別に定める期間内に公的病院等において医師の業務に従事した期間が通算して9年に満たなかったとき。

2・3 [略]

(返還等の免除)

第10条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務（履行期が到来していないものに限る。以下同じ。）を免除することができる。

- (1) 臨床研修を修了した後知事が別に定める期間内に公的病院等において通算して9年間医師の業務に従事したとき 貸付額及び利息相当額の全部
- (2) 前号に該当する場合のほか、次のいずれかに該当するとき 貸付額及び利息相当額の一部
- ア 通算して1年以上臨床研修を受けたとき。
- イ 臨床研修を修了した後知事が別に定める期間内に公的病院等において通算して1年以上医師の業務に従事したとき。

(3) 公的病院等において医師の業務に従事する期間中に死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。 貸付額及び利息相当額の全部又は一部

(4) 災害、病気、負傷その他やむを得ない理由により前条第1項第2号から第5号までのいずれかに該当するとき。 貸付額及び利息相当額の一部

(5) 前各号に規定するもののほか、特別の事情があると認めるとき。 貸付額及び利息相当額の全部又は一部
(返還等の猶予)

第11条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の履行を猶予することができる。

(1) [略]

(2) 臨床研修を行うとき。

(3) 大学の研究室その他の医学に関する研究機関において研究するとき。

(4) [略]

(3) 臨床研修を受けている期間中又は公的病院等において医師の業務に従事する期間中に死亡し、又は臨床研修若しくは業務に起因する心身の故障のため臨床研修若しくは業務を継続することができなくなったとき 貸付額及び利息相当額の全部又は一部

(4) 災害、病気、負傷その他やむを得ない理由により前条第1項第2号から第6号までのいずれかに該当するとき 貸付額及び利息相当額の一部

(5) 前各号に規定するもののほか、特別の事情があると認めるとき 貸付額及び利息相当額の全部又は一部
(返還等の猶予)

第11条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の履行を猶予することができる。

(1) [略]

(2) 臨床研修を受けているとき。

(3) 臨床研修を修了した後大学の研究室その他の医学に関する研究機関において研究するとき。

(4) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の医師修学資金貸付条例の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの決定を受ける者について適用し、同日前に貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。